

ご寄附に感謝

○余市町まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト
応援寄附金として

・株式会社ダイナトレック
代表取締役 佐伯 譲二

一金 1,000,000円

○余市町社会福祉事業費の一部として

・余市菊花同好会

一金 11,614円

(敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。)



家屋を取り壊した場合は 手続きが必要です

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。

登記されている家屋を取り壊した場合は、法務局へ建物滅失登記の申請を行ってください。(後日、同局より町へ通知されます)

また、取り壊した家屋が登記されていない場合は、税務課へ「建物滅失申告書」を提出してください。

これにより翌年度から固定資産税が課税されなくなりますが、年内に届け出がない場合、取り壊し状況が把握できず課税されることがありますので、お早めにご手続きを行ってください。

年内にご手続きができないときは、ご連絡ください。

問合せ 税務課 資産税係 ☎21-2115



都市計画の変更に伴う 図書を縦覧しています

都市計画の種類：余市都市計画道路の変更

(3・4・5号黒川線の一部区域の変更)

縦覧の場所：北海道建設部まちづくり局都市計画課

余市町建設水道部まちづくり計画課

問合せ まちづくり計画課 まちづくり推進係
☎21-2124

よいちの人口

令和7年10月30日現在

人口 16,736人 (ー35)
男性 7,801人 (ー11)
女性 8,935人 (ー24)
世帯数 9,434世帯 (ー17)

※カッコ()内の数字は前月比

令和2年国勢調査(確定値)

人口 18,000人 世帯数 8,283世帯

●異動の内訳●

転入 42人
転出 59人
出生 4人
死亡 22人
その他 0人

【税務課からのお知らせ】

～今月の税～

納期限

固定資産税
国民健康保険税

4期
6期

12月25日(木)

夜間納税相談窓口をご利用ください！

日時：12月19日(金)

17:30～19:00

場所：役場1階税務課窓口

※事前予約制



12月は「滞納整理強化月間」です！

町税が未納の方に対し、11月に催告書を送付しています。催告書を送付された方につきましては、指定期限までに納付ください。

納税催告に応じない滞納者に対し、納税者との税負担の公平を期するため、法律(地方税法等)に基づき財産の調査および差押を行う場合があります。

これは法律に基づく行為であり、本人の同意は必要ありません。

納税にお困りの方へ

町税は納期限までに納付することになっていますが、病気や収入の減少等の事情がある場合には、分割による納付など、個々の実情に応じた納税相談を受けています。

納税にお困りの方は一人で悩まずに、税務課納税係へご相談ください。



問合せ 税務課 納税係 ☎21-2116



人権擁護委員が 委嘱されました

この度、町長が推薦し、法務大臣から次の方が委嘱されました。

あいさ けいこ
相坂 圭子 氏(再任)

人権擁護委員は、町民の皆さんからの様々な人権問題の相談に応じています。

いじめや体罰、家庭内の夫婦・親子問題、セクハラやパワハラ、外国人差別、その他日常生活の様々な問題でお困りの方はお気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

余市町の人権擁護委員は、小樽人権擁護委員協議会に所属し、平日の常設相談や町内での特設相談(年4回程度)を行っています。

・常設相談 ☎0134-23-3017

(月～金曜日 9:00～16:00)

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120